

結婚新生活支援事業補助金交付申請に必要な書類リスト

すべての方

<p><input type="checkbox"/> 高知市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号または様式第1号の2）</p> <p>・高知市ホームページからダウンロードしてください。 ・記載例を参考に記入してください。</p>
<p><input type="checkbox"/> 住民票の写し（※1）</p>
<p><input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書 または 高知市パートナーシップ登録証の写し</p> <p>・婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した市区町村に請求してください。 ・戸籍謄本は高知市役所中央窓口センター、各地域の窓口センターで請求してください。※令和6年3月1日から高知市以外に本籍がある方も高知市の窓口で請求できるようになりました。</p>
<p><input type="checkbox"/> 所得証明書（R5.1.1～R5.12.31の所得額が確認できる書類）（※2）</p> <p>・お二人分必要です。 ・令和5年中に収入のない方も必要ですので、無収入であれば収入ゼロで申告し取得してください。</p>
<p><input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号） または 勤務先からの手当等が分かる書類</p> <p>・住宅手当支給証明書（様式第2号）は高知市ホームページからダウンロードしてください。 ・お二人分必要です。 ・申請する家賃の対象月に就労していた場合は、住宅手当を受け取っていない場合や、申請時点で無職の場合でも提出が必要です。家賃の対象月の勤務先に証明書への記入を依頼してください。 ※例えば、令和6年8月～10月の家賃を申請する場合は、令和6年8月～10月の住宅手当の支給状況を証明した住宅手当支給明細書（様式第2号）または令和6年8月～10月の給与明細書が必要です。 ・次に当てはまる場合は提出不要です。 申請する家賃の支払日以前に退職し、無職の場合 自営業の場合 一度も就労したことがない場合</p>

※1 申請の際に、職員が住民登録情報を調査することに同意いただいた（申請書裏面の該当項目にチェックした）場合は不要です。
同意いただいていない場合は、高知市役所中央窓口センター、各地域の窓口センターで取得してください。

※2 **【高知市で課税されている方】**
令和6年1月1日時点で高知市に住民登録されていて、申請の際に、職員が課税情報を調査することに同意いただいた（申請書裏面の該当項目にチェックした）場合は不要です。同意いただいていない場合は、高知市役所資産税課税務証明係、各地域の窓口センターで取得してください。

【高知市外で課税されている方】

令和6年1月1日時点で居住していた市区町村で取得してください。

【裏面へ続きます】

該当する方のみ

お二人の所得の合計金額が500万円以上で、貸与型奨学金の返済額を控除して合計金額が500万円未満になる場合

- R5.1.1～R5.12.31の返済した貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（奨学金返還証明書など）
 - ・奨学金返還証明書の提出が難しい場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日・支払者・支払額が確認できるものを提出してください。

住居を賃借している場合

- 住居の賃貸借契約書の写し
 - ・契約日、契約物件名（所在地）、対象経費の金額、支払方法、入居者一覧、貸主・借主が確認できる部分をコピーしてください。
- 住宅賃借費用の領収書の写し（※3）

社宅などにお住いの場合

- 勤務先が契約していることが確認できる書類（賃貸借契約書等の写し）
- 賃料相当を勤務先に対して支払っていることが確認できる書類（給与明細書等の写し）

引越しをした場合

- 引越費用の領収書の写し（※3）

親世帯と同居または近居（※4）している場合

- 親世帯の住民票の写し
- 親世帯の同意書（様式第3号）
 - ・高知市ホームページからダウンロードしてください。
- 申請される世帯と親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本の写し
- 申請される世帯と親世帯の住宅の位置関係がわかるもの
 - ・親世帯と近居される場合のみ必要です。

- ※3 領収書の写しは、**支払者の氏名、金額、支払内容、支払日（領収日）、支払先が記載されている**ことが必要です。
※不動産会社等で領収書が発行できない場合は、つぎの①と②の書類でも可
①金額の内訳がわかる書類（請求書等。他の提出書類で金額が確認できる場合は不要。）
②通帳の写し（入出金状況が確認できるページと口座名義が確認できるページ）や、クレジットカード利用明細書の写し（支払者の氏名、金額、支払い内容、カード利用日が記載されているもの）。なお、Web明細を利用している場合は、同内容をわかるように印刷してください。

- ※4 近居とは：申請される世帯と親世帯が同一小学校区内に居住している場合、または、申請される世帯と親世帯との住宅間の直線距離がおおむね5km以内である場合をいいます。